

R 2 営繕 鳴門合同庁舎 鳴・撫養 本館棟内部改修工事（1）

図面番号	図 面 名
B-00	表紙
B-01	特記仕様書1
B-02	特記仕様書2
B-03	配置図・付近見取図
B-04	本館・仕上表
B-05	本館・1階 平面図
B-06	本館・2階 平面図
B-07	本館・3階 平面図
B-08	本館・4階 平面図
B-09	本館・PH・R階 平面図
B-10	本館・2階（職員厚生室・喫煙室）平面図・建具表 本館・3階（コピー室）建具表・展開図
B-11	本館・2階（職員厚生室・喫煙室）平面図・展開図
B-12	本館・2階・3階 展開図（改修部）
B-13	本館・1階 天井伏図
B-14	本館・2階 天井伏図
B-15	本館・3階 天井伏図
B-16	本館・4階 天井伏図
B-17	本館・PH・R階 天井伏図

課 長	副 課 長	課長補佐	課長補佐	係 長	課 員	担 当

	アルファデザイン 一級建築設計事務所 <small>ALPHA DESIGN ARCHITECTURAL OFFICE</small> 徳島県阿南市白岡野町筋路19番地8 一級建築士登録 (第) 149496号 大久保 明	■Project R 2 営繕 鳴門合同庁舎 鳴・撫養 本館棟内部改修工事（1）	drw. no. B-00	date 17.11
		■Drawing title 表紙	scale	sign

I. 工事概要

1. 工事名称	R 2 営繕 鳴門合同庁舎 鳴・撫養 本館棟内部改修工事（1）
2. 工事場所	鳴門市撫養町立岩
3. 敷地面積	8,207.68㎡
4. 工事種目	工事前区 内部改修工事 構造規模 本館棟 鉄筋コンクリート造 4階建て 規模 3,607.43㎡
5. 工事区分	内部改修工事
6. 工期	工事完成年月日は令和 年 月 日とする。 ※完成年月日＝発注者側の工期の完成日 竣工年月日＝施工者側の完成日

II. 建築工事仕書書

項 目	特 記 事 項															
1 1章 改修一般共通事項	① 適用基準等															
	② 図面及び特記仕様に記載されていない事項は、すべて国土交通大臣官庁営繕部監修の下記による。 ①公共建築改修工事標準仕書(建築工事編)平成31年版(以下「改修仕」という。) ②公共建築工事標準仕様書(建築工事編)平成31年版(以下「構造」という。) ③公共建築工事標準仕書(電気設備工事編)平成31年版 ④公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)平成31年版															
	③ 本工事のうち電気工事及び管工事について、下請業者を使用する場合は、工事の施工に十分な能力と経験を有したものを選定すること。															
2 工事関係図書	④ 設計図書の優先順位は、次の順とする。 (1) 質問回答書(2)から(5)に対するもの (2) 補足説明書 (3) 特記仕様書 (4) 図面 (5) 公共建築改修工事標準仕書(平成31年版)等															
	⑤ 施工条件は次による。 ・工程については、施設管理者と協議の上決定すること。 ・施設の使用に影響のある、騒音、振動、粉塵等を伴う作業は平日の授業中は原則施工できない。また、休日においても施設管理者より作業中止の要望がある場合は、作業の中止を行う場合がある。 ・その他の詳細な施工条件については、実施工程表及び総合施工計画書の作成時に施設管理者と協議の上決定し、適宜相互に日程調整及び確認を行う。															
	⑥ 本工事で使用する建設機械は、「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規定(国土交通省告示 平成13年4月9日改正)」に基づき指定された建設機械を使用するものとする。 現場代理人は、施工現場において使用する建設機械の全量及び監督者、同規格 に基づき指定された建設機械であることが分かる写真を監督員に提出するものとする。 ただし、同規格に記載されていない機種、規格の建設機械により施工する場合はこの限りでない。 なお、同規格に基づき指定された建設機械を現場に供給するのが著しく困難な場合は、監督員と協議することとし、騒音規制法、徳島県公害防止条例等の関係法令を遵守するものとする。															
3 安全衛生管理	⑦ 本工事で使用する建設機械(労働安全衛生法により特定自主検査が義務づけられている建設機械)は、1年以内毎に1回特定自主検査を実施済みの機械を使用し、その検査証明書(検査記録表)のコピーを使用工事の施工計画書に添付提出すること。															
	⑧ 施工に先立ち、実施工程表、工事の総合計画をまとめた総合施工計画書及び工種別施工計画書を作成し、監督員に提出すること。															
	⑨ 上記の施工計画書には、「地下埋設物等の近接作業に関する事項」を設けること。															
4 工事現場管理	⑩ 施工図、現寸図、見本等は、監督員の指示により速やかに監督員に提出すること。															
	⑪ 工事現場図書及び監督員から指示された事項等については、施工に関わる下請人員にも十分周知徹底すること。															
	⑫ 工事現場における現場代理人、監理技術者、主任技術者の確認のため名札を着用すること。 名札には現場代理人、監理技術者、主任技術者の別、氏名、会社名、工事名を記載し、顔写真を添付すること。															
	⑬ 工事現場の安全衛生管理については、労働安全衛生法等関係法令等に従って行うこと。															
5 施工調査	⑭ 工事の施工に伴う災害及び公害の防止は、建築基準法、労働安全衛生法、騒音規制法、振動規制法、大気汚染防止法、建設工事業災害防止対策要綱(平成5年1月12日 建設省建設発第1号)、建設副産物適正処理推進要綱(平成5年1月12日 建設省建設発第3号)その他関係法に従い適切に処理すること。															
	⑮ 受注者は、工事の施工箇所及びその周辺にある地上地下の既設構造物について工事(仮囲い仮設設法を含む)着手までに調査を行い、「支障物件確認書」を監督員に提出し、監督員の確認を受けてから工事着手すること。															
	⑯ 休日、夜間に作業を行う時は、事前に「休日・夜間作業届」を監督員に提出すること。															
6 材料・製品等	⑰ 受注者は、工事前区による土砂、工事前区資材、機械等の輸送を伴う場合は、関係機関と打合せを行い、交通安全に関する担当者、輸送経路、輸送期間、輸送方法、輸送担当者、交通路員の配置、標識、安全施設等の設置場所その他安全輸送上の事項について計画を立て、災害の防止を図らなければならない。特に、輸送経路にある既設構造物に対して調査を考慮する必要がある場合は、当該物件およびその位置と必要な措置について工事着手前に監督員に報告しなければならない。															
	⑱ 受注者は、本工事で使用する建築物・製品等(以下「建材等」という)の発注の際には、発注前に、「生コンクリート使用承諾届」、「材料使用承諾届」、「木材使用承諾届」を監督員へ提出しなければならない。															
	⑲ 受注者は、工事完了後、請負金額が500万円以上の工事において、「木材使用実績報告書」(電子データ)、「建設資材使用実績報告書」(電子データ)を監督員に提出しなければならない。															
7 化学物質を発生させる建築物等	⑳ 受注者は、本工事前区において使用する工事看板・バリケード等については、県産木材を用いた木製品を優先して使用するよう努めなければならない。県産木材を使用した場合、受注者は、工事完了後「木材使用実績報告書」(電子データ)を監督員へ提出しなければならない。															
	㉑ 受注者は、本工事前区において使用する工事看板・バリケード等については、県産木材を用いた木製品を優先して使用するよう努めなければならない。県産木材を使用した場合、受注者は、工事完了後「木材使用実績報告書」(電子データ)を監督員へ提出しなければならない。															
	㉒ 受注者は、本工事前区において使用する工事看板・バリケード等については、県産木材を用いた木製品を優先して使用するよう努めなければならない。県産木材を使用した場合、受注者は、工事完了後「木材使用実績報告書」(電子データ)を監督員へ提出しなければならない。															
8 土工	㉓ 受注者は、本工事前区において使用する工事看板・バリケード等については、県産木材を用いた木製品を優先して使用するよう努めなければならない。県産木材を使用した場合、受注者は、工事完了後「木材使用実績報告書」(電子データ)を監督員へ提出しなければならない。															
	㉔ 受注者は、本工事前区において使用する工事看板・バリケード等については、県産木材を用いた木製品を優先して使用するよう努めなければならない。県産木材を使用した場合、受注者は、工事完了後「木材使用実績報告書」(電子データ)を監督員へ提出しなければならない。															
	㉕ 受注者は、本工事前区において使用する工事看板・バリケード等については、県産木材を用いた木製品を優先して使用するよう努めなければならない。県産木材を使用した場合、受注者は、工事完了後「木材使用実績報告書」(電子データ)を監督員へ提出しなければならない。															
9 技能士の適用	㉖ 技能士の適用については、次の技能検定作業(以下、「作業」という。)のうち各事毎に適用する作業を指定するものとする。 ・土工 掘削・掘削機操作・掘削機操作・掘削機操作 ・土工 掘削機操作・掘削機操作・掘削機操作 ・土工 掘削機操作・掘削機操作・掘削機操作															
	㉗ 技能士の適用については、次の技能検定作業(以下、「作業」という。)のうち各事毎に適用する作業を指定するものとする。 ・土工 掘削機操作・掘削機操作・掘削機操作 ・土工 掘削機操作・掘削機操作・掘削機操作 ・土工 掘削機操作・掘削機操作・掘削機操作															
	㉘ 技能士の適用については、次の技能検定作業(以下、「作業」という。)のうち各事毎に適用する作業を指定するものとする。 ・土工 掘削機操作・掘削機操作・掘削機操作 ・土工 掘削機操作・掘削機操作・掘削機操作 ・土工 掘削機操作・掘削機操作・掘削機操作															
10 工事検査及び技術検査	㉙ 設計図書(各施工計画書を含む)に定められた工程が完了した時、報告書を出し、監督員の検査を受け、承諾を受けて次の工程に進むこと。															
	㉚ 試験等によるければ、確認できない工事(製品)については、試験等計画書(施工計画書)に記載を提出し、監督員の承諾を受け試験を行い、その結果を報告し承諾を得ること。															
	㉛ 次に本工事前区において実施する工事(製品)については、原則として実施回数以上の中間検査を実施するものとする。ただし、工事検査員が認める場合は、一般入札工事に限り、これより少ないことができる。															
11 完成図書	㉜ 竣工図は関係図書(データ貸与)を修正して作成すること。 竣工図データは、関係図面(データ貸与)を修正して作成し、PDF形式、SFG形式及びオリジナル形式を⑩-⑫に保存する。															
	㉝ 工事写真の電子データはしゅん工、着工前、資材、施工状況の順に整理する。 しゅん工写真については、工事目的物の状態が、資材、施工状況等については、不可視不出の文相が写真で明確に確認できること。															
	㉞ 工事写真の撮影は、国土交通大臣官庁営繕部監修「営繕工事写真撮影要領」によると。 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <th colspan="2">区 分</th> <th colspan="2">サイズ</th> </tr> <tr> <td>着 工 前</td> <td>カラー、手紙版又はサービサイズ</td> <td>カラー、手紙版又はサービサイズ</td> <td></td> </tr> <tr> <td>工 事 中</td> <td>カラー、手紙版又はサービサイズ</td> <td>カラー、手紙版又はサービサイズ</td> <td></td> </tr> <tr> <td>竣 工</td> <td>カラー、手紙版又はサービサイズ</td> <td>カラー、手紙版又はサービサイズ</td> <td></td> </tr> </table>	区 分		サイズ		着 工 前	カラー、手紙版又はサービサイズ	カラー、手紙版又はサービサイズ		工 事 中	カラー、手紙版又はサービサイズ	カラー、手紙版又はサービサイズ		竣 工	カラー、手紙版又はサービサイズ	カラー、手紙版又はサービサイズ
区 分		サイズ														
着 工 前	カラー、手紙版又はサービサイズ	カラー、手紙版又はサービサイズ														
工 事 中	カラー、手紙版又はサービサイズ	カラー、手紙版又はサービサイズ														
竣 工	カラー、手紙版又はサービサイズ	カラー、手紙版又はサービサイズ														

④ 受注者は、工事期間中安全監視を行い、工事区域及びその周辺の監視あるいは連絡を行い安全を確保するとともに工事現場における盗難防止の観点から、資機材の保管状況等についても併せて確認すること。
 また、監督員から「資機材保管計画書」(自由様式)の提出を求められた場合には、速やかに提出すること。

⑤ 工事現場には、工事標識を監督員の指示に従って見やすい場所に設けること。

⑥ 受注者は、本工事前区において使用する工事看板・バリケード等については、県産木材を用いた木製品を優先して使用するよう努めなければならない。県産木材を使用した場合、受注者は、工事完了後「木材使用実績報告書」(電子データ)を監督員へ提出しなければならない。

⑦ 発生火災の処理等は、次により適正に行う。
 (1) 工事による発生火災のうち、文化財保護法に基づく物及び有価物と判断されるものについては、報告及び引き渡しを要する。
 (2) 上記以外の発生火災は、建設工事に係る資材の再生資源化に関する法律、資材の有効な利用の促進に関する法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、建設副産物適正処理推進要綱その他関係法令等に従い処理すること。受注者は、工事で発生する産業廃棄物を保管する場合、または自ら運搬する場合等においては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の規定を遵守すること。監督に表示のないものについては、監督員(契約書)に規定する監督員をいい、標仕の規定による場合は監督職員と読み替える。以下同じ。)に報告し指示を仰ぐこと。
 (3) 撤去物の種類、規模、構造、撤去方法、養生方法、発生火災の処分場を記載する。
 ・産業廃棄物の種類ごとにより指定する。

種 類	規 定	種 類	規 定
塗 料	(財)徳島県環境整備公社(徳島資部)	塗 料	石高ポイント
塗 料	(財)徳島県環境整備公社(徳島資部)	塗 料	石高ポイント
塗 料	(財)徳島県環境整備公社(徳島資部)	塗 料	石高ポイント
塗 料	(財)徳島県環境整備公社(徳島資部)	塗 料	石高ポイント
塗 料	(財)徳島県環境整備公社(徳島資部)	塗 料	石高ポイント
塗 料	(財)徳島県環境整備公社(徳島資部)	塗 料	石高ポイント

上記以外の許可業者の処分場でも差し支えないが、増額変更の対象とはしない。また、この場合、処分単価の見積書の提出を求め、減額変更を行うことがある。
 なお、上記の処分場が徳島県優良産業廃棄物処理業者(以下、「優良産業廃棄物処理業者」という。)に認定されているとき、処分場を変更する場合は原則として優良産業廃棄物処理業者に変更すること。ただし、諸協会の事情により優良産業廃棄物処理業者以外の処分場で処分を行う場合は、理由書を監督員に提出すること。
 また、コンクリート・アスファルト類の搬出先については、中間処理施設のみとする。木材については、50kmの範囲内にある木材再生資源施設への搬出を原則とする。
 (4) 受注者は、建設副産物が搬出される工事にあたっては、建設発生土建設発生土搬出調査書、産業廃棄物は産業廃棄物管理票(マニフェスト)により、適正に処理されているか確認するとともに、監督員に建設発生土搬出調査書(様式)を提出しなければならない。なお、監督員等の指示があった場合は直ちに産業廃棄物管理票の写しを提示しなければならない。

③ 本工事の着手時に、給排水、ガス管、地下埋設物等の調査を行う。調査期間を2週間とする。

④ 解体前に大気汚染防止法に基づくアスベスト等の特定建築材料に該当するものが使用されていないか調査し、あれば監督員の指示に従うこと。

⑤ 解体前に、照明器具及びトランス内連相コンデンサのPOBの有無を調査し、有れば監督員の指示に従うこと。

⑥ 本工事に使用する建築材料等は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有するものとし、JIS又はJASマーク表示のない材料及びその製造業者等は、次の(1)から(3)の事項を満たすものとする。
 (1) 品質及び性能に関する試験データが整備されていること。
 (2) 法令等定める許可、認定又は免許を取得していること。
 (3) 製造又は施工の実績があり、その信頼性があること。
 なお、「詳細名簿による」と記載されているものは、国土交通大臣官庁営繕部監修「建築材料等詳細名簿(最新版)」に記載品を指すものとする。

⑦ 受注者は、本工事で使用する建築材料・製品等(以下「建材等」という)の発注の際には、発注前に、「生コンクリート使用承諾届」、「材料使用承諾届」、「木材使用承諾届」を監督員へ提出しなければならない。

⑧ 受注者は、工事完了後、請負金額が500万円以上の工事において、「木材使用実績報告書」(電子データ)、「建設資材使用実績報告書」(電子データ)を監督員に提出しなければならない。

⑨ 県内産資材の使用
 (1) 受注者は、木材以外の建設資材を使用する工事を施工する場合、原則として県内産資材を使用しなければならない。ただし、特段の理由がある場合はこの限りでない。なお、WTO対象工事については、県内産資材を優先して使用するよう努めものとする。
 (2) 受注者は、請負金額が500万円以上の工事において、県内産資材以外の資材を使用する場合は、県内産資材を使用できない理由を記載した書面及び確認資料を事前に監督員に提出し、承諾を得なければならない。
 (3) 受注者は、工事完了後、請負金額が500万円以上の工事において、「建設資材使用実績報告書」を監督員に提出しなければならない。

県内産資材(次のいずれかに該当するもの)

- 材料の主な部分を県内産出の原料材を使用している製品
- 徳島県内の工場で加工、製造された製品

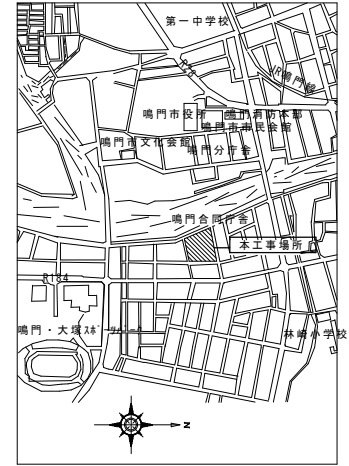
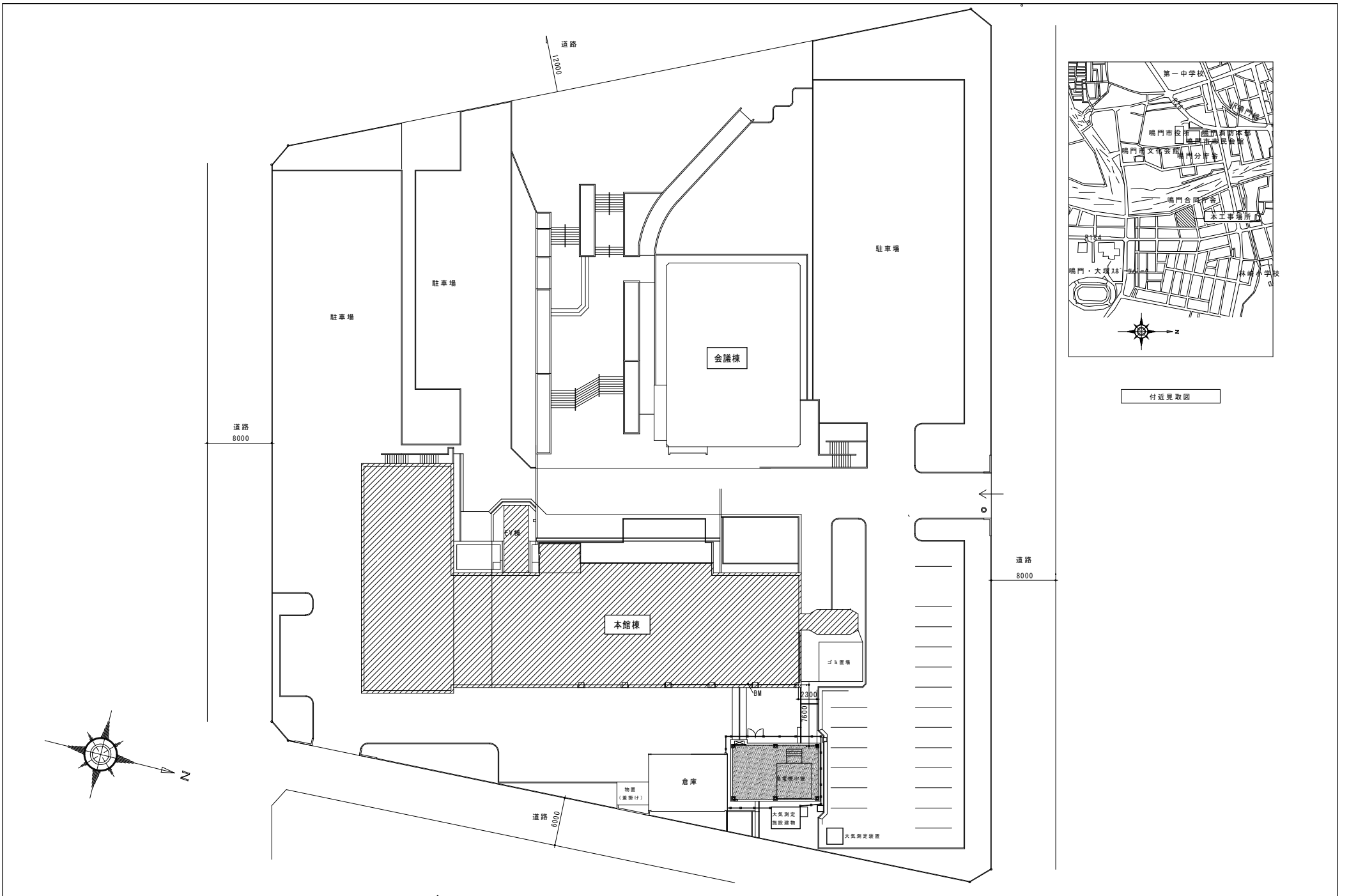
注1 部材、部品が県外製品であっても、県内の工場で加工、製造された製品(二次製品)であれば県内産資材として取り扱う。

注2 県内企業が県外に立地した工場(自社工場)で加工、製造された製品も県内産資材として取り扱う。

注3 公共建築工事標準仕書等その関連する示方書等の基準を満たす資材、製品であること。

⑩ 受注者は、徳島県内に主たる営業所を有する者から調達した建材等(県内企業調達建材等)を優先して使用するよう努めなければならない。なお、県内企業調達建材等以外を使用する場合は、県内企業調達建材等を使用しない理由を記載した理由書を監督員に提出しなければならない。

1 章 改修 一 般 共 通 事 項	12. 火災保険	<p>◎工事完成撮影は、専門家に(よる・とらない)ものとす。</p> <p>◎受注者は、建築工事を施工する場合、原則として「徳島県電子納品運用ガイドライン【建築工事編】」に基づいて調査、設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子成果品として納品(以下「電子納品」という。)すること。</p> <p>◎対象物 工事目的物及び検査済材料(支給材料を含む)について付保すること。</p> <p>◎保険終期 工事完成期日に14日を加えた期日とする。 なお、工期延伸した場合には、保険の期間も延長すること。</p> <p>◎その他 (1) 建設工事保険に付保した場合は、火災保険に付保したものとみなす。 (2) 付保する時期以降に出来高払いを行う場合は、受注者は保険契約の証券の写しを出来高払いの書類に添付すること。</p>	2 章 改修 仮 設 工 事	1. 一般事項 2. 足場等	<p>◎着工に先立ち、敷地境界、既存構造物、敷地の高低差地下埋設物の確認、近隣建築物及び工作物の現状確認、排水経路及び配水管の汎米処理の確認並びに敷地周辺の状況確認を行うこと。</p> <p>◎仮設機材及び経年仮設機材の使用については、次の規格又は認定基準(以下「規格等」という。)に適合するものを使用すること。 ①労働安全衛生法に基づく構造規格 ②(社)仮設工業会の認定基準 また、厚生労働省の「経年仮設機材の管理指針」に基づく(社)仮設工業会の「適用工場制度」による登録工場及び指定工場等の活用に努めるとともに、前記規格等に定めるもの以外の使用に当たってはあらかじめ強度等を確認した書類を監督員に提出し、承認を得ること。</p> <p>◎労働安全衛生法第88条に基づき、労働安全衛生規則別表第7に掲げる機械等(組立から解体までの期間が60日未満を除く)の設置や移転、変更を行う場合は、30日前までに所轄労働基準監督署長に届け出をおこなうこと。 届け出をおこなった場合は、監督員に報告すること。 届け出不要の場合は、その旨監督員に報告すること。</p> <p>◎労働安全衛生法第88条に基づく届け出の要否に限らず、足場を設置する場合は、使用開始前に登録簿指定の足場チェックリストを用いて点検した後、監督員の確認を受けること。</p> <p>◎受注者は、高さ2m以上の作業を行う場合は、墜落防止に留意し、作業毎日に「墜落防止チェックシート」を活用して点検を行い、その記録を保管すること。</p> <p>◎内部足場(種類：. 仕様： 放布、D= cm) ・壁つなぎ間隔(水平方向) m以下、鉛直方向) m以下)</p>	3 章 内 装 改 修 工 事	1. 一般事項 2. 撤去並びに下地補修	<p>◎各改修工事の様子は、仕様・仕上げ表による。 ①床改修 ・既設床仕上げ材の除去 改標仕6.2.2(1)参照</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種 類</th> <th>撤去工法</th> <th>撤去範囲</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ビニール床シート ビニール床タイル ゴム系床タイル</td> <td>改標仕6.2.2(1)(ア)による</td> <td>全面・一部(図示)</td> <td>部分的な不良箇所に対する指示を記入す。本床組の場合、撤去範囲を記入</td> </tr> </tbody> </table> <p>②天井改修 改標仕6.4.2参照</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>撤 去 区 分</th> <th>既存壁取合の補修範囲及び内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>天井下地を含む全面</td> <td rowspan="3">照明器具等による補修が必要な場合は、その内容も記入</td> </tr> <tr> <td>ボード面まで</td> </tr> <tr> <td>ボード面を残し仕上げのみ</td> </tr> </tbody> </table> <p>・既存天井面に直接新たな仕上げ材を付ける。 ・既存天井塗装仕上げ面を塗替を行う。</p>	種 類	撤去工法	撤去範囲	備 考	ビニール床シート ビニール床タイル ゴム系床タイル	改標仕6.2.2(1)(ア)による	全面・一部(図示)	部分的な不良箇所に対する指示を記入す。本床組の場合、撤去範囲を記入	撤 去 区 分	既存壁取合の補修範囲及び内容	天井下地を含む全面	照明器具等による補修が必要な場合は、その内容も記入	ボード面まで	ボード面を残し仕上げのみ	3. せつこうボードその他 ボード及び合板張り	<table border="1"> <thead> <tr> <th>材種・規格品</th> <th>施工箇所</th> <th>工法</th> <th>厚さ(mm)</th> <th>不燃材等の区分</th> <th>小ねじ・釘・接着剤の種類</th> <th>下地の種類</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>せつこうボード JIS A 6901の規格品</td> <td>壁</td> <td>突付け</td> <td>9.5</td> <td>準不燃</td> <td></td> <td>タイル</td> <td>工工法</td> </tr> <tr> <td>ロックウール 化繊保温層 JIS A 6307の規格品</td> <td>天井</td> <td>突付け</td> <td>9.0</td> <td>準不燃</td> <td></td> <td>P0 t=9</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>◎合板、パーティクルボード及びMDFのホルムアルデヒド放散量は、F☆☆☆☆とする。 ただし、正当な理由により確保が困難である場合等、ホルムアルデヒドの放散量が、F☆☆☆☆の合板、パーティクルボード及びMDFを使用できない場合には、監督員と協議するものとし、監督員の承認を得るものとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施工箇所</th> <th>種類</th> <th>防火性能の等級</th> <th>素地ごしらえ</th> <th>不燃材料等の区分</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>壁</td> <td>無機質</td> <td>不燃</td> <td>R0種</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>◎ホルムアルデヒドの放散量は、F☆☆☆☆とする。 ただし、正当な理由により確保が困難である場合等、ホルムアルデヒドの放散量が、F☆☆☆☆の壁紙を使用できない場合には、監督員と協議するものとし、監督員の承認を得るものとする。</p> <p>◎壁紙施工用でん粉系接着剤、ユリア樹脂等(ユリア樹脂、メラミン樹脂、フェノール樹脂、レゾルシノール樹脂又はホルムアルデヒド系防汚剤)を用いた接着剤のホルムアルデヒドの放散量はF☆☆☆☆とする。ただし、正当な理由により確保が困難である場合等、ホルムアルデヒドの放散量がF☆☆☆☆の接着剤を使用できない場合には、監督員と協議するものとし、監督員の承認を得るものとする。</p>	材種・規格品	施工箇所	工法	厚さ(mm)	不燃材等の区分	小ねじ・釘・接着剤の種類	下地の種類	備 考	せつこうボード JIS A 6901の規格品	壁	突付け	9.5	準不燃		タイル	工工法	ロックウール 化繊保温層 JIS A 6307の規格品	天井	突付け	9.0	準不燃		P0 t=9		施工箇所	種類	防火性能の等級	素地ごしらえ	不燃材料等の区分	備 考	壁	無機質	不燃	R0種			4 章 塗 装 改 修 工 事	1. 一般事項	<p>◎防火材料又は建築基準法に基づく指定又は認定を受けたものとする。</p> <p>◎塗料はホルマリン不検出のもの及び有機溶剤の含有量が少ないものとする。</p> <p>◎ユリア樹脂等(ユリア樹脂、メラミン樹脂、フェノール樹脂、レゾルシノール樹脂又はホルムアルデヒド系防汚剤)を用いた塗料のホルムアルデヒドの放散量は、F☆☆☆☆とする。 ただし、正当な理由により確保が困難である場合等、ホルムアルデヒドの放散量が、F☆☆☆☆の塗料を使用できない場合には、監督員と協議するものとし、監督員の承認を得るものとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>種 別</th> <th>下地調整</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>木部</td> <td>B種</td> <td>R0種</td> <td>緑線</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>種 別</th> <th>下地調整</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>※-1*</td> <td>B種</td> <td>R0種</td> <td></td> </tr> <tr> <td>※1A</td> <td>B種</td> <td>R0種</td> <td></td> </tr> <tr> <td>※-1*</td> <td>B種</td> <td>B種(素地ごしらえ)</td> <td>天井</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	種 別	下地調整	備 考	木部	B種	R0種	緑線	区 分	種 別	下地調整	備 考	※-1*	B種	R0種		※1A	B種	R0種		※-1*	B種	B種(素地ごしらえ)	天井	4. 壁紙張り JIS A 6921	5. 接着剤	1. 一般事項	2. フラット樹脂エマルジョン(FE) 3. 合成樹脂エマルジョン ペイント塗料(EF)	drw. no. 8-02	date 17.11
		種 類			撤去工法			撤去範囲	備 考																																																																																				
ビニール床シート ビニール床タイル ゴム系床タイル	改標仕6.2.2(1)(ア)による	全面・一部(図示)	部分的な不良箇所に対する指示を記入す。本床組の場合、撤去範囲を記入																																																																																										
撤 去 区 分	既存壁取合の補修範囲及び内容																																																																																												
天井下地を含む全面	照明器具等による補修が必要な場合は、その内容も記入																																																																																												
ボード面まで																																																																																													
ボード面を残し仕上げのみ																																																																																													
材種・規格品	施工箇所	工法	厚さ(mm)	不燃材等の区分	小ねじ・釘・接着剤の種類	下地の種類	備 考																																																																																						
せつこうボード JIS A 6901の規格品	壁	突付け	9.5	準不燃		タイル	工工法																																																																																						
ロックウール 化繊保温層 JIS A 6307の規格品	天井	突付け	9.0	準不燃		P0 t=9																																																																																							
施工箇所	種類	防火性能の等級	素地ごしらえ	不燃材料等の区分	備 考																																																																																								
壁	無機質	不燃	R0種																																																																																										
区 分	種 別	下地調整	備 考																																																																																										
木部	B種	R0種	緑線																																																																																										
区 分	種 別	下地調整	備 考																																																																																										
※-1*	B種	R0種																																																																																											
※1A	B種	R0種																																																																																											
※-1*	B種	B種(素地ごしらえ)	天井																																																																																										
<p>◎測定結果が厚生労働省の指針値を超えていた場合は、発散源を特定し、換気等の措置を講じた後、再度測定を行う。</p>	<p>3. 養生</p> <p>◎既存部分の養生範囲は図示による。(養生方法：ビニールシート)</p> <p>◎既存部分の家具等の養生範囲は図示による。(養生方法：ビニールシート)</p> <p>◎監督員事務所は(設ける(面積 m²程度)・設けない)</p> <p>◎既存電力利用(出来る(出来ない!))、電力料金(有償・無償) ただし、施設管理者と協議すること。</p> <p>◎既存用水利用(出来る(出来ない!))、用水料金(有償・無償)</p> <p>◎間用地は、(図示の場所に・用意していないので業者にて)設けること。</p> <p>4. 監督員事務所</p> <p>5. 工事も用水、電力等</p> <p>6. 工事車両駐車場 現場事務所用地等</p>	<p>■Project R 2 営繕 鳴門合同庁舎 鳴・撫養 本館棟内部改修工事 (1)</p> <p>■Drawing title 特記仕様書2</p>	<p>scale</p> <p>sign</p>																																																																																										



付近見取図

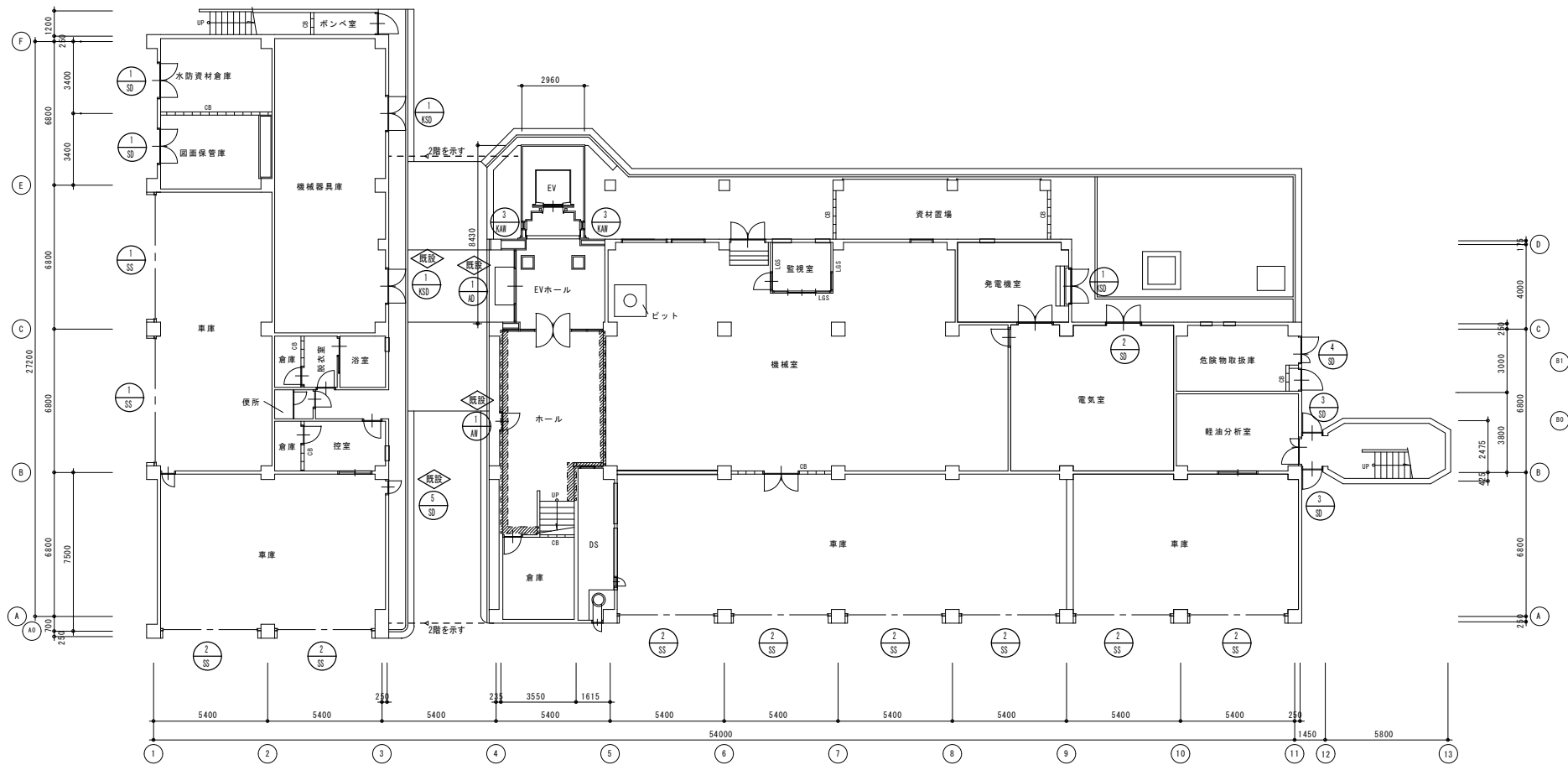
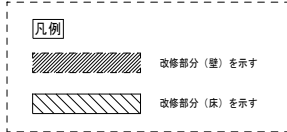
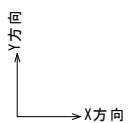
		アルファデザイン 一級建築設計事務所 ALPHA DESIGN ARCHITECTURAL OFFICE 徳島県阿南市白開野町南路19番地8 一級建築士登録 (第) 149496号 大久保 明	■Project R2 営繕 鳴門合同庁舎 鳴・撫養 本館棟内部改修工事 (1)	drw.no. 8-03	date 17.11
			■Drawing title 配置図・付近見取図	scale 1/300	sign

内部仕上表

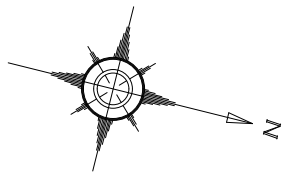
	室名	床		巾木		腰・壁		天井		天井H	備考
		改修前	改修後	改修前	改修後	改修前	改修後	改修前	改修後		
1階	ホール	ビニル床タイル貼り	現状維持	ビニル巾木 (H75)	張り替え	ビニルクロス貼り (RC下地) AEP塗り (モルタル下地)	ビニルクロス貼り替え 現状維持	岩綿吸音板 t=9 (PBt=9下地)	一部既存の上、EP塗装 (天井部 50%程度)	2400	
2階	県民サービスセンター (事務室)	ビニル床タイル貼り (300×300)	一部張り替え C通り側西面 (6~9) まで2列	ビニル巾木 (H75)	一部張り替え C通り側西面 (6~9) まで	AEP塗り (モルタル下地)	現状維持	岩綿吸音板 t=9 (PBt=9下地)	現状維持	2600	
	廊下 (県民サービスセンター)	ビニル床タイル貼り (300×300)	現状維持	ビニル巾木 (H75)	張り替え VDUコーナー (薬品室側) 共	ビニルクロス貼り (LGS・PB下地)	ビニルクロス貼り替え	岩綿吸音板 t=9 (PBt=9下地)	現状維持	2600	
						AEP塗り (モルタル下地)	塗り替え		2600		
	県民ホール	ビニル床タイル貼り (300×300)	現状維持	ビニル巾木 (H75)	現状維持	AEP塗り (モルタル下地) (C通りELVホール・クラック部)	一部塗り替え	岩綿吸音板 t=9 (PBt=9下地)	現状維持	2600	
	廊下 (県民ホール)	ビニル床タイル貼り (300×300)	現状維持	ビニル巾木 (H75)	一部張り替え 休養室前室・書庫 (廊下・LGS側)	ビニルクロス貼り (LGS・PB下地)	ビニルクロス一部貼り替え	岩綿吸音板 t=9 (PBt=9下地)	現状維持	2600	天井・取替
AEP塗り (モルタル下地)						塗り替え		2600			
職員厚生室・喫煙室	ビニル床タイル貼り (300×300)	一部張り替え (間仕切り撤去部・F通り・E通り側 50%程度)	ビニル巾木 (H75)	一部張り替え (E通り クロス張替え部)	AEP塗り・モルタル下地 (F通り①~②)	EP塗り替え	岩綿吸音板 t=9 (PBt=9下地)	一部張り替え	2600	間仕切り撤去・新造 (F通り・E通り)	
					タイル貼り (F通り②~③)	既設タイルの上にPBt=9 (GL) EP塗装		一部張り替え (間仕切り撤去部他 10%程度)	2600	天井・取替	
3階	事務室	ビニル床タイル貼り (300×300)	現状維持	ビニル巾木 (H75)	現状維持	AEP塗り (モルタル下地)	EP塗り替え	岩綿吸音板 t=9 (PBt=9下地)	一部張り替え (天井部 10%程度)	2600	天井・取替
	局長室	カーペット敷き	清掃	ビニル巾木 (H75)	張り替え	ビニルクロス貼り (モルタル・LGS下地)	ビニルクロス貼り替え	岩綿吸音板 t=9 (PBt=9下地)	一部張り替え (天井欠損部 1%程度)	2600	天井・取替
	ホール・廊下 EVホール	ビニル床タイル貼り (300×300)	現状維持	ビニル巾木 (H75)	一部張り替え (クロス張替え部)	AEP塗り (モルタル下地) ビニルクロス貼り (LGS下地)	EP塗り替え (4・5・C通り) ビニルクロス貼り替え (LGS部)	岩綿吸音板 t=9 (PBt=9下地)	一部既存の上、EP塗装 (ELVホール 1%程度)	2500	
	倉庫	ビニル床タイル貼り (300×300)	張り替え	ビニル巾木 (H75)	張り替え	AEP塗り (モルタル下地)	EP塗り替え	岩綿吸音板 t=9 (PBt=9下地)	一部張り替え (天井欠損部 10%程度)	2600	天井・取替
	男子更衣室	ビニル床タイル貼り (300×300)	張り替え	ビニル巾木 (H75)	張り替え	AEP塗り (モルタル下地) ビニルクロス貼り (LGS下地・2通り)	EP塗り替え (1・A0・B通り) ビニルクロス貼り替え (LGS部)	ジブトン (900×900)	現状維持	2600	天井・取替
	女子更衣室	ビニル床タイル貼り (300×300)	張り替え (50%程度)	ビニル巾木 (H75)	張り替え	AEP塗り (モルタル下地)	EP塗り替え	ジブトン (900×900)	現状維持	2600	
	物品保管庫	ビニル床タイル貼り (300×300)	張り替え (10%程度)	ビニル巾木 (H75)	現状維持	ビニルクロス貼り	ビニルクロス貼り替え (A0通り側) (モルタル下地)	ジブトン (900×900)	現状維持	2600	
	コピー室	ビニル床タイル貼り (300×300)	現状維持	ビニル巾木 (H75)	張り替え	AEP塗り (モルタル下地) ビニルクロス貼り (LGS下地)	EP塗り替え (C・4通り) ビニルクロス貼り替え (3通・B' 3~4間)	岩綿吸音板 t=9 (PBt=9下地)	現状維持	2600	
4階	コピー室	ビニル床タイル貼り (300×300)	張り替え	ビニル巾木 (H75)	張り替え	AEP塗り (モルタル下地) ビニルクロス貼り (LGS下地)	EP塗り替え (C・3通り) ビニルクロス貼り替え (4・B' 3~4間)	岩綿吸音板 t=9 (PBt=9下地)	現状維持	2600	
	EVホール	ビニル床タイル貼り (300×300)	現状維持	ビニル巾木 (H75)	現状維持	AEP塗り (モルタル下地) ビニルクロス貼り (LGS下地)	現状維持	岩綿吸音板 t=9 (PBt=9下地)	一部既存の上、EP塗装 (1%程度)	2500	
	ホール	ビニル床タイル貼り (300×300)	現状維持	ビニル巾木 (H75)	現状維持	AEP塗り (モルタル下地)	EP塗り替え (5通り)	岩綿吸音板 t=9 (PBt=9下地)	現状維持	2500	

ハッチ部分は別途工事

 ■Project R 2 営繕 鳴門合同庁舎 鳴・撫養 本館棟内部改修工事 (1)		draw.no. B-04	date 17.11
ALPHA DESIGN ARCHITECTURAL OFFICE 徳島県阿南市白開野町筋路19番地8 一級建築士登録 (第) 149406号		■Drawing title 本館・仕上表	scale 1/100
TEL-FAX (0894) 22-5611 大久保 明			



1階平面図



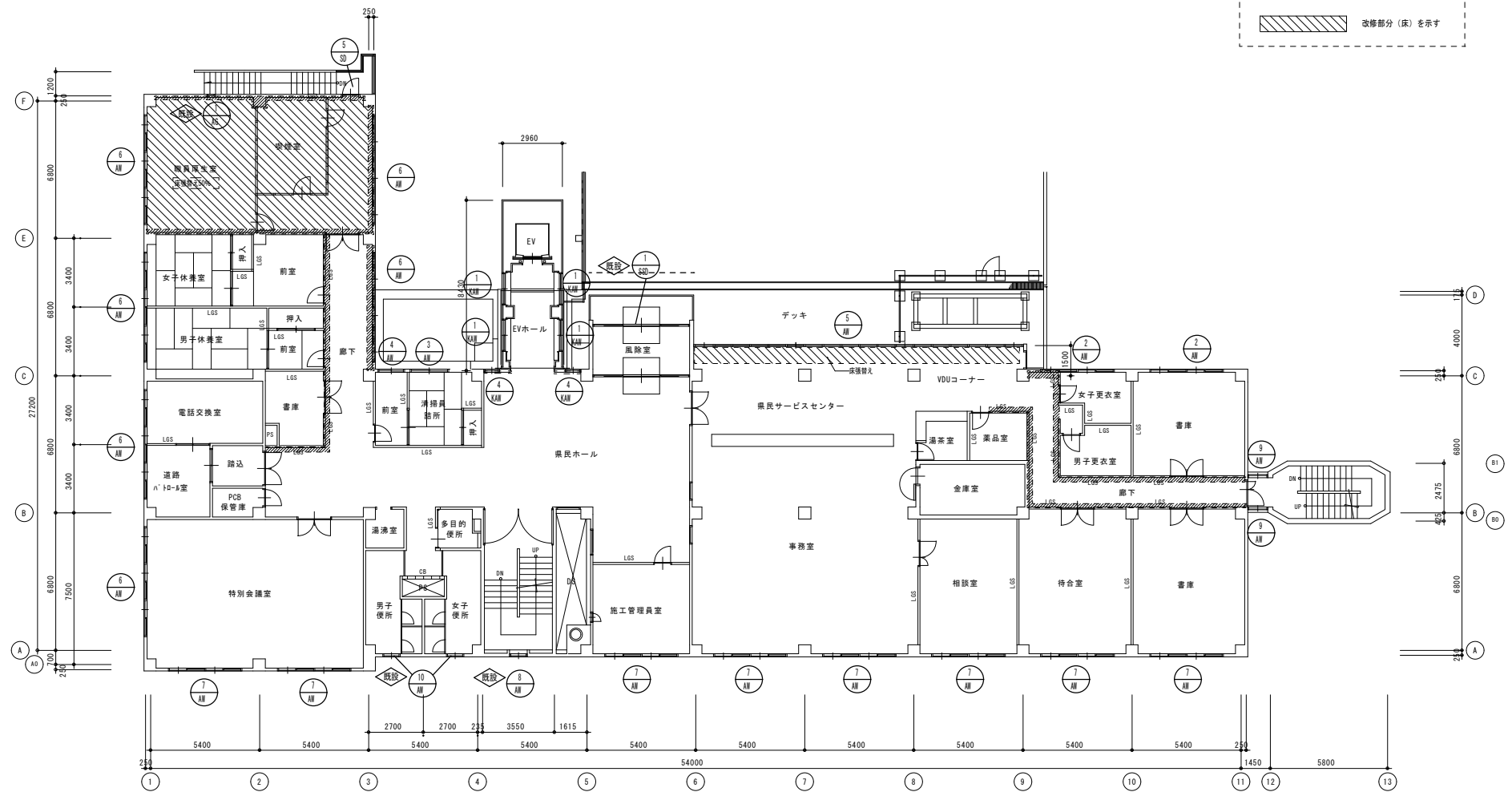
アルファデザイン ALPHA DESIGN ARCHITECTURAL OFFICE 徳島県阿南市日開野町簡路19番地6 一級建築士登録 (第) 149496号 犬久保 明	■Project R 2 営繕 鳴門合同庁舎 鳴・撫養 本館棟内部改修工事 (1)	drw. no. B-05	date 17.11
	■Drawing title 本館・1階 平面図	scale 1/150	sign

Y方向
X方向

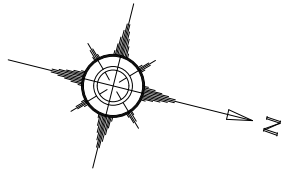
凡例

改修部分(壁)を示す

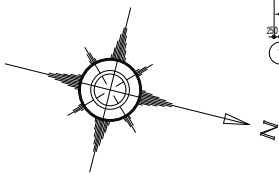
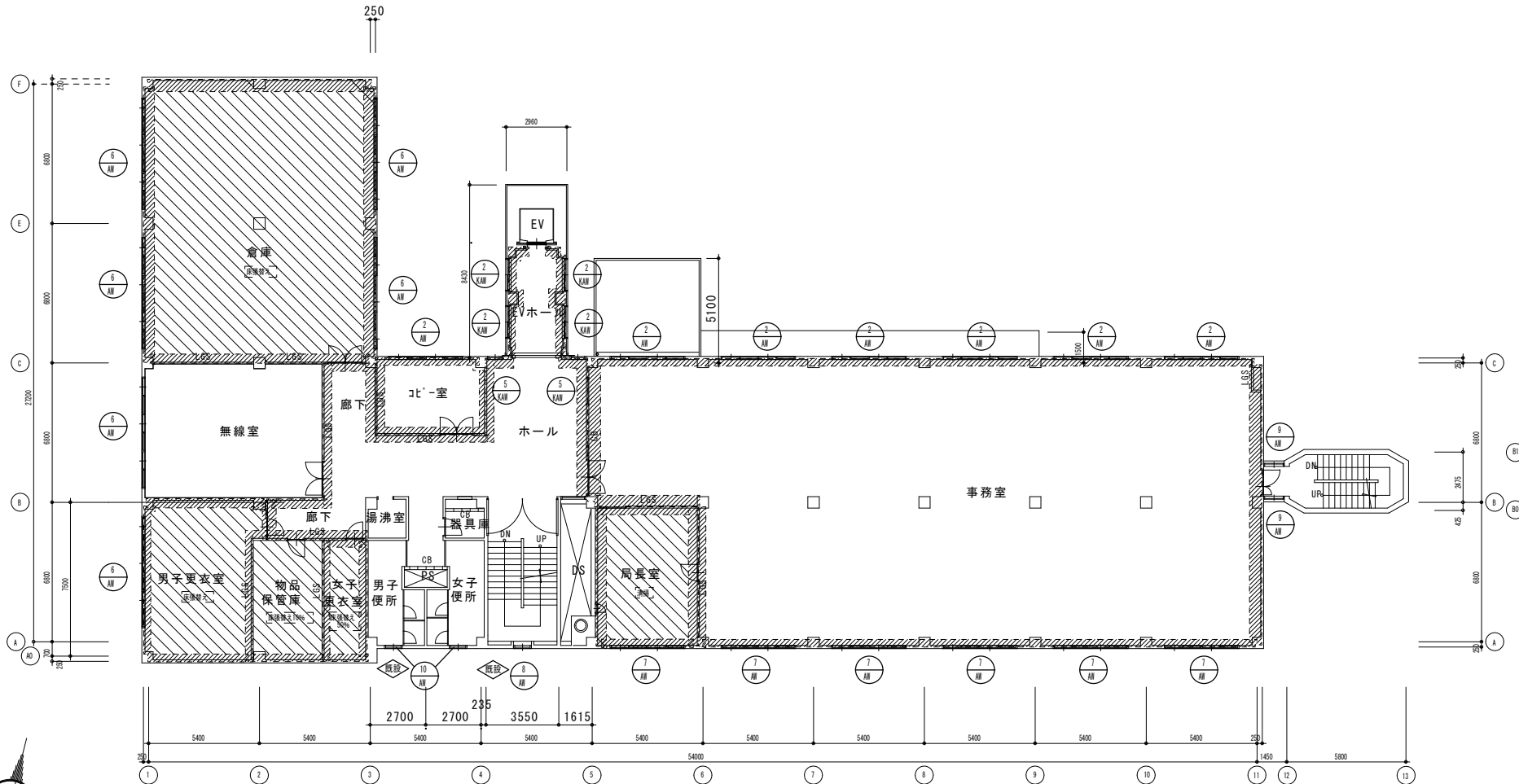
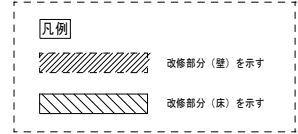
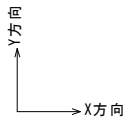
改修部分(床)を示す



2階平面図

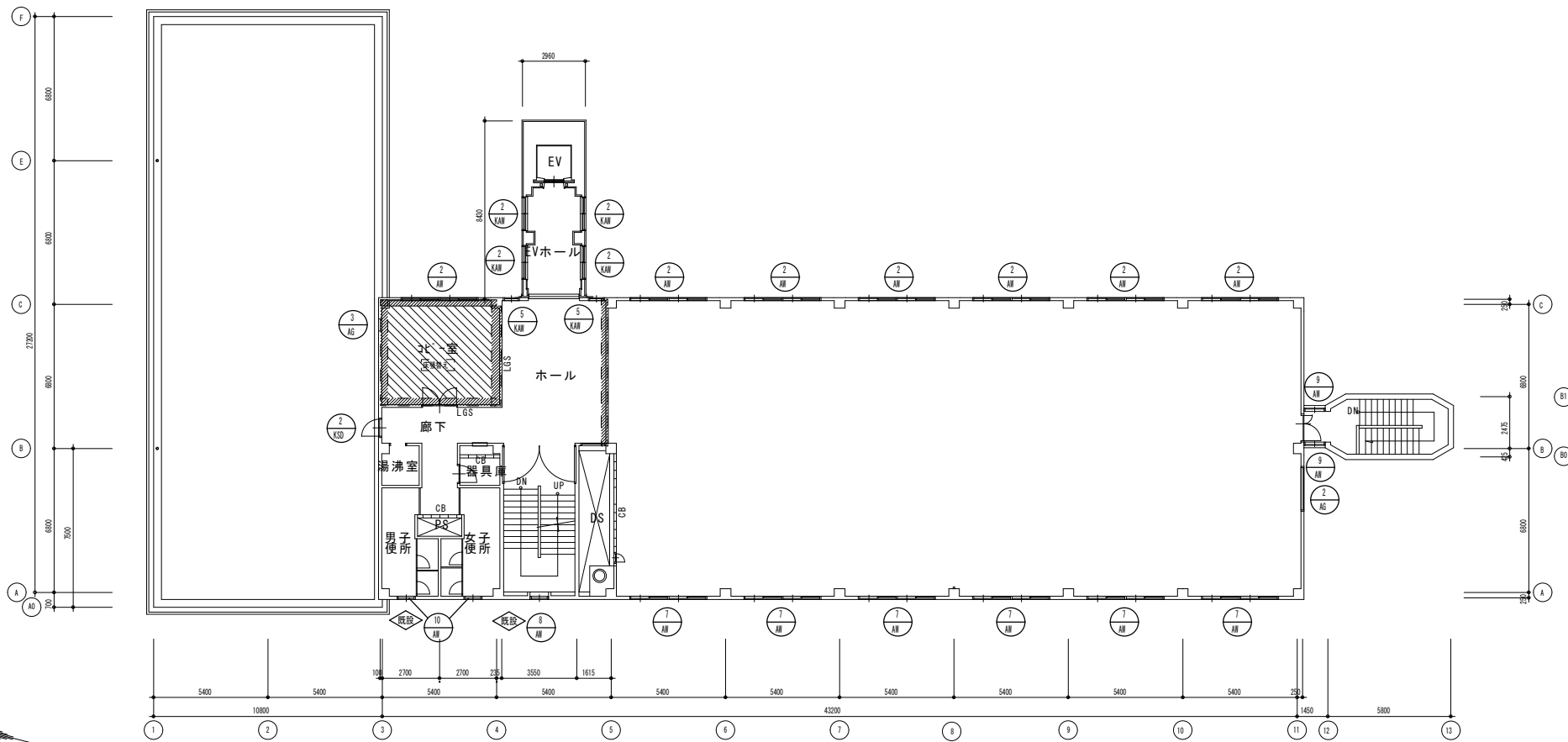
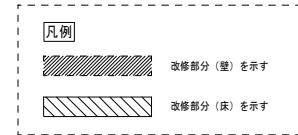
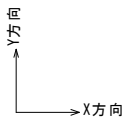


アルファデザイン ALPHA DESIGN ARCHITECTURAL OFFICE 徳島県阿南市日開野町簡路19番地6 一級建築士登録 (第) 149496号 大久保 明	■Project R 2 営繕 鳴門合同庁舎 鳴・撫養 本館棟内部改修工事 (1)	drw. no. B-06	date 17.11
	■Drawing title 本館・2階 平面図	scale 1/150	sign



3階平面図

		アルファデザイン 一級建築設計事務所 ALPHA DESIGN ARCHITECTURAL OFFICE 徳島県阿南市白岡野町簡路19番地6 一級建築士登録 (第) 149496号 大久保 明		■Project R 2 営繕 鳴門合同庁舎 鳴・撫養 本館棟内部改修工事 (1)	drw. no. B-07	date 17.11
				■Drawing title 本館・3階 平面図	scale 1/150	sign

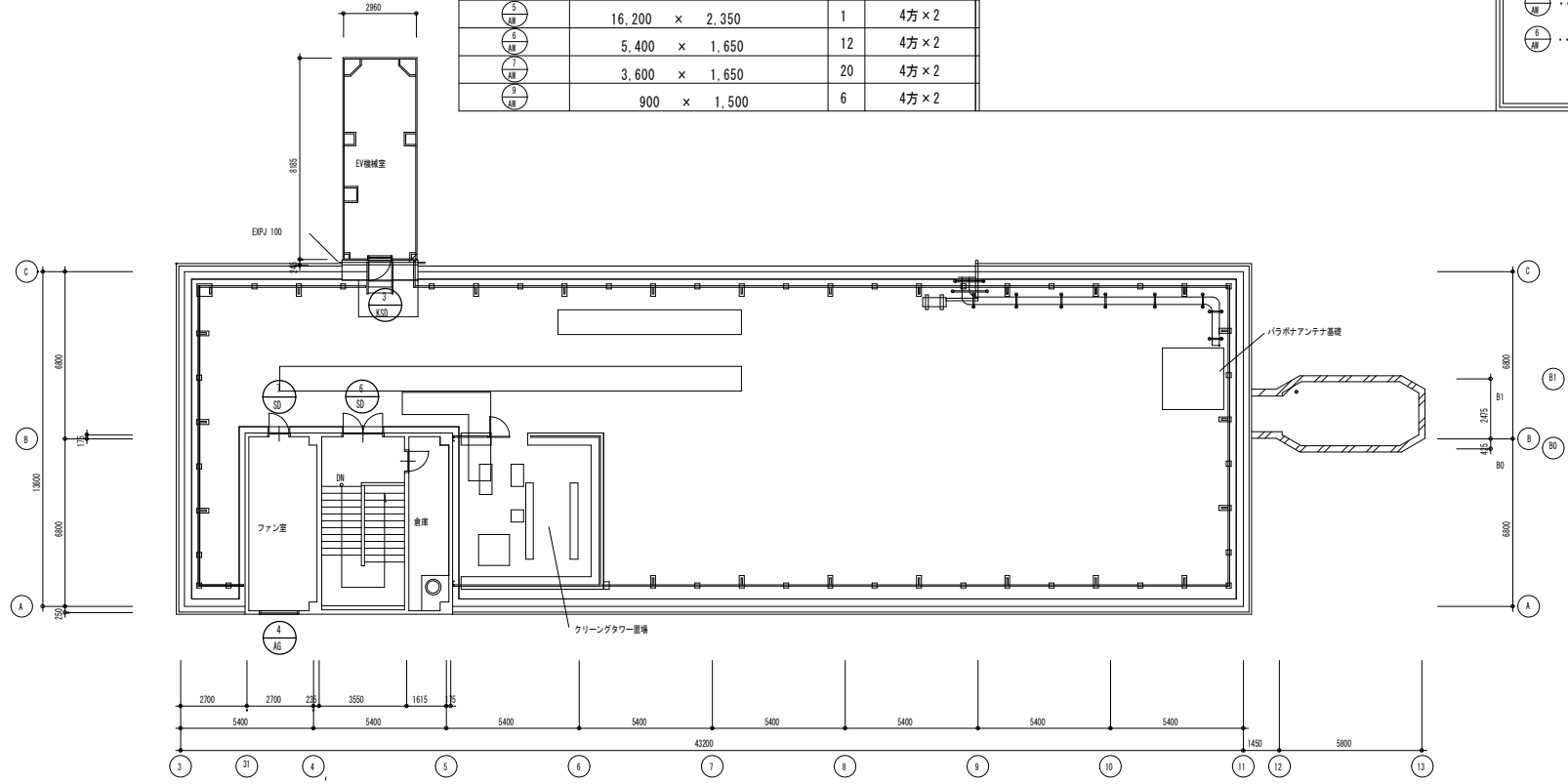
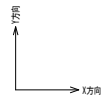


4階平面図

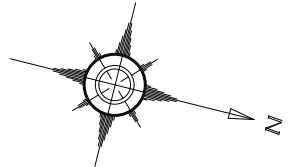
		アルファデザイン 一級建築設計事務所 ALPHA DESIGN ARCHITECTURAL OFFICE 徳島県阿南市日開野町筋路19番地6 一級建築士登録 (第) 149496号 大久保 明		■Project R 2 営繕 鳴門合同庁舎 鳴・撫養 本館棟内部改修工事 (1)	drw. no. B-08	date 17.11
		■Drawing title 本館・4階 平面図		scale 1/150	sign	

建具廻りシーリング改修 建具リスト

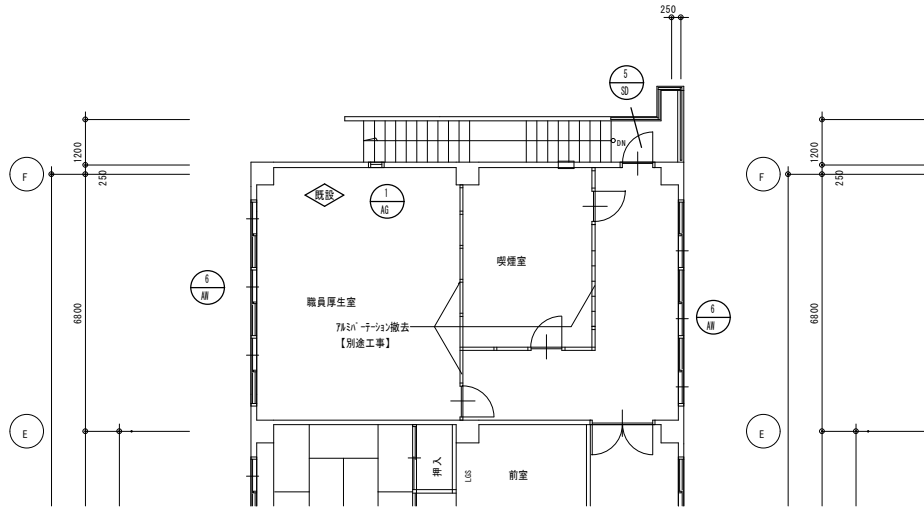
建具記号	W × H	箇所	改修範囲	建具記号	W × H	箇所	改修範囲	建具記号	W × H	箇所	改修範囲
(カバー工法)				(カバー工法)				(既設建具)			
① SD	1,600 × 2,000	2	3方×2	② MS	2,000 × 300	1	4方×2	⑤ SD	800 × 1,900	1	3方
② SD	1,600 × 2,000	1	3方×2	③ MS	600 × 650	1	4方×2	⑥ SD	1,600 × 2,000	1	3方
③ SD	800 × 1,900	2	3方×2	④ MS	1,500 × 1,800	1	4方×2	⑦ SD	3,425 × 2,200	1	3方
④ SD	1,200 × 2,000	1	3方×2	⑧ MS	1,500 × 1,155	4	4方×2	⑧ SD	4,720 × 2,585	1	3方
⑤ SD	800 × 1,900	1	3方×2	⑨ MS	1,500 × 1,355	8	4方×2	⑨ SD	910 × 1,500	3	4方
⑥ SD	1,600 × 2,000	1	3方×2	⑩ MS	350 × 1,175	2	4方×2	⑩ SD	750 × 1,500	6	4方
⑦ SD	900 × 2,000	1	3方×2	⑪ MS	650 × 1,560	2	4方×2	⑪ SD	300 × 1,165	1	4方
⑧ SD	1,600 × 2,000	2	3方×2	⑫ MS	650 × 1,650	4	4方×2	⑫ SD	300 × 550	1	4方
⑨ SD	800 × 1,400	1	3方×2	⑬ MS	900 × 2,000	1	3方×2	⑬ SD	5,860 × 2,400	2	3方
⑩ SD	900 × 2,000	2	3方×2	(その他)				⑭ SD	4,460 × 2,400	8	3方
⑪ SD	3,600 × 1,650	16	4方×2	⑭ MS	350 × 350	1	-	ブラインド取替え ① MS ……6台 (3階) 県土整備局 事務室、局長室 ② MS ……6台 (3階) 県土整備局 事務室 ⑤ MS ……12台 (2階) 6台 職員厚生室、喫煙室、女子休養室、男子休養室 電話交換室、道路ハトール室、特別会議室、廊下 (3階) 6台 倉庫、無線室、男子更衣室			
⑫ SD	1,800 × 1,650	1	4方×2								
⑬ SD	1,800 × 300	1	4方×2								
⑭ SD	16,200 × 2,350	1	4方×2								
⑮ SD	5,400 × 1,650	12	4方×2								
⑯ SD	3,600 × 1,650	20	4方×2								
⑰ SD	900 × 1,500	6	4方×2								



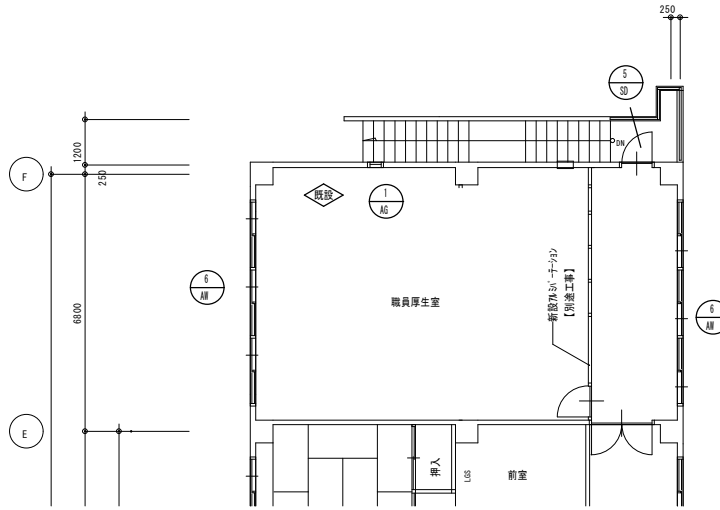
PH・R階 平面図



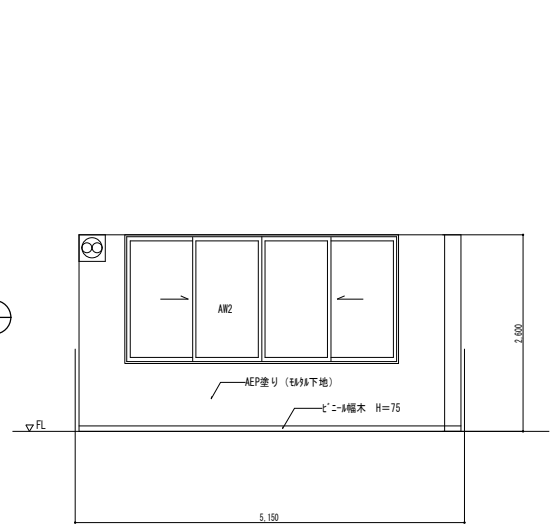
アルファデザイン ALPHA DESIGN ARCHITECTURAL OFFICE 徳島県阿南市日開野町筋路19番地6 一級建築士登録 (第) 149496号 大久保 明	■Project R 2 営繕 鳴門合同庁舎 鳴・撫養 本館棟内部改修工事 (1)	drw. no. B-09	date 17.11
	■Drawing title 本館・PH・R階 平面図	scale 1/150	sign



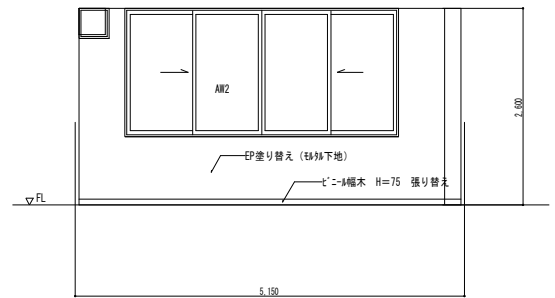
既設 改修前



改修後



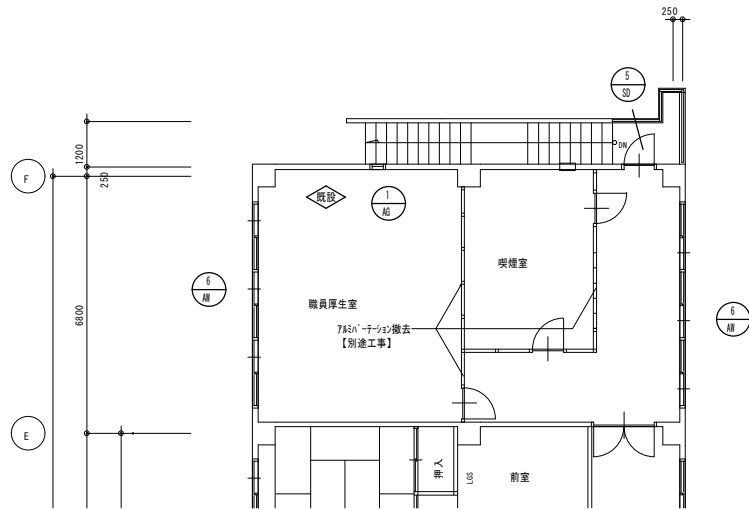
3階 コピー室 改修前



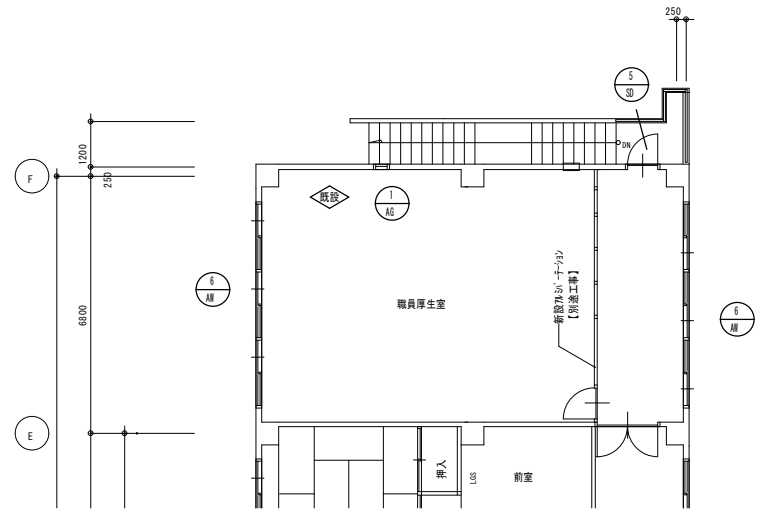
3階 コピー室 改修後

記号	数量	7&8mm-樹脂	職員厚生室	【別途工事】
形状				<p>7&8mm開仕切り スカッド型 見込み50mm</p> <p>骨材 7&8mm押出骨材 口-50×50 7&8mm処理仕上</p> <p>パネル 表面材 SPOC 0.5mm (冷間圧延鋼板) フリソ樹脂焼付塗装仕上</p> <p>芯材 へーパ-に3&4 見込み32mm</p> <p>ド7&8mm 表面材 SPOC 0.5mm (冷間圧延鋼板) フリソ樹脂焼付塗装仕上</p> <p>芯材 へーパ-に3&4 見込み32mm</p> <p>切窓・目板 7&8mm押出骨材 (7&8mm処理仕上)</p> <p>ド7&8mm (開き戸用)、ド7&8mm-、丁番 (SUS)、</p>
形式		7&8mm-樹脂		
ヶ処数	1			
見込	50			
仕上		フリソ樹脂焼付塗装仕上		
硝子		F-4 (型4)		
金物		附属金物一式		
備考				

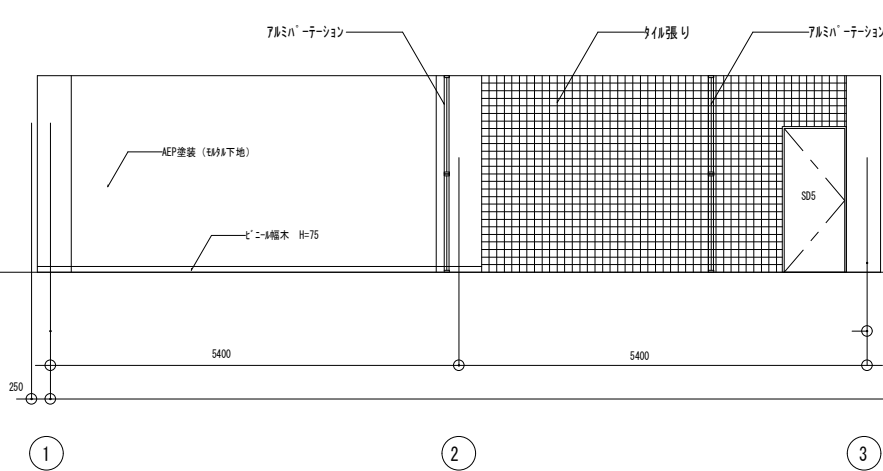
アルファデザイン <small>ALPHA DESIGN ARCHITECTURAL OFFICE</small> 徳島県阿南市白岡野町筋路19番地8 一級建築士登録 (第) 149496号 大久保 明	Project R 2 営繕 鳴門合同庁舎 鳴・撫養 本館棟内部改修工事 (1)	drw. no. B-10	date 17.11
	Drawing title 本館・2階 (職員厚生室・喫煙室) 平面図・建具表 3階 (コピー室) 建具表・展開図	scale 1/100 1/50	sign



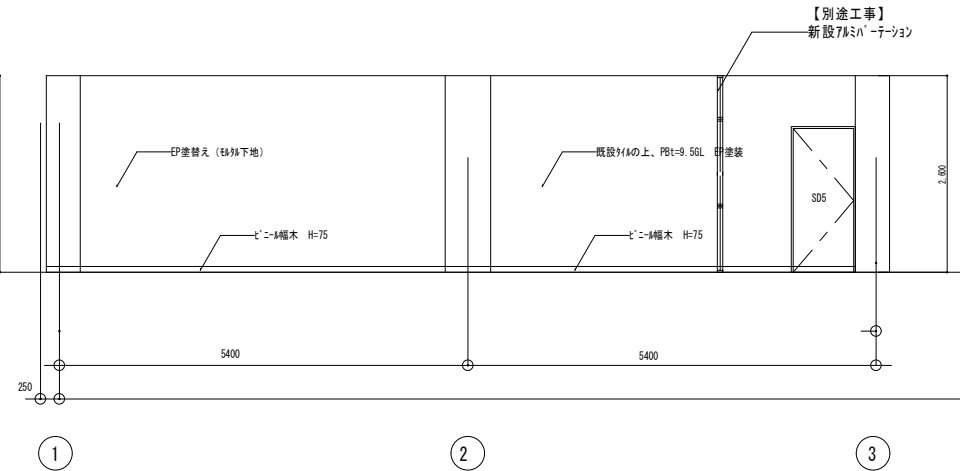
既設 改修前



改修後



F 通 改修前



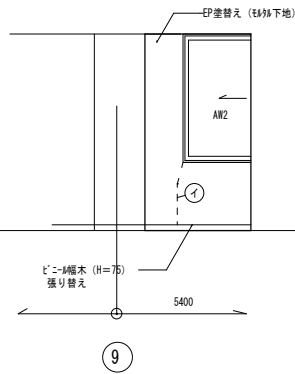
F 通 改修後

<p>ALPHA DESIGN ARCHITECTURAL OFFICE</p> <p>徳島県阿南市白鷺町新館19番地8 一級建築士登録 (第) 149496号 大久保 明</p>	
--	--

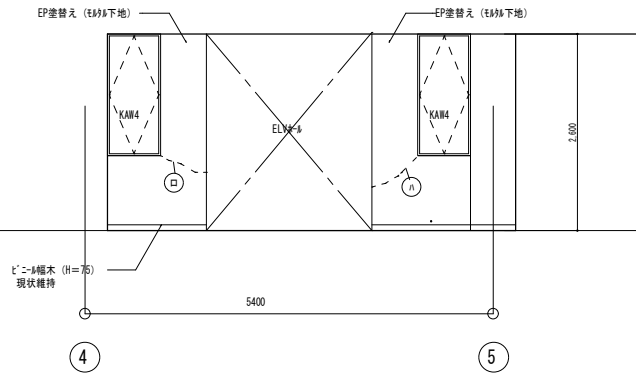
<p>アルファデザイン 一級建築設計事務所</p> <p>ALPHA DESIGN ARCHITECTURAL OFFICE</p> <p>TEL (0884) 22-5611 FAX (0884) 22-5626</p>	
--	--

<p>■Project</p> <p>R 2 営繕 鳴門合同庁舎 鳴・撫養 本館棟内部改修工事 (1)</p>	<p>draw. no.</p> <p>B-11</p>	<p>date</p> <p>17.11</p>
<p>■Drawing title</p> <p>本館・2階 (職員厚生室・喫煙室) 平面図・展開図</p>	<p>scale</p> <p>1/100 1/50</p>	<p>sign</p>

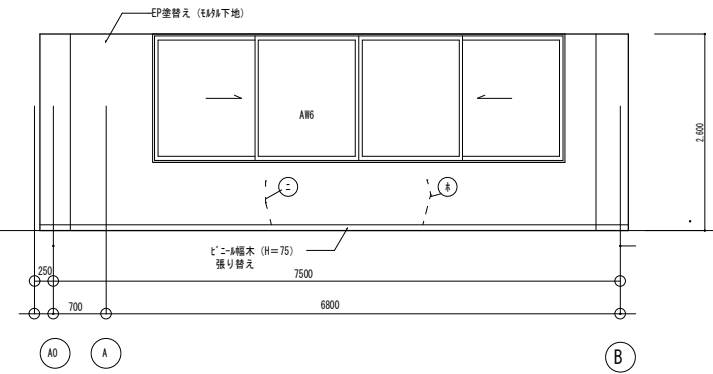
<p>draw. no.</p> <p>B-11</p>	<p>date</p> <p>17.11</p>
<p>scale</p> <p>1/100 1/50</p>	<p>sign</p>



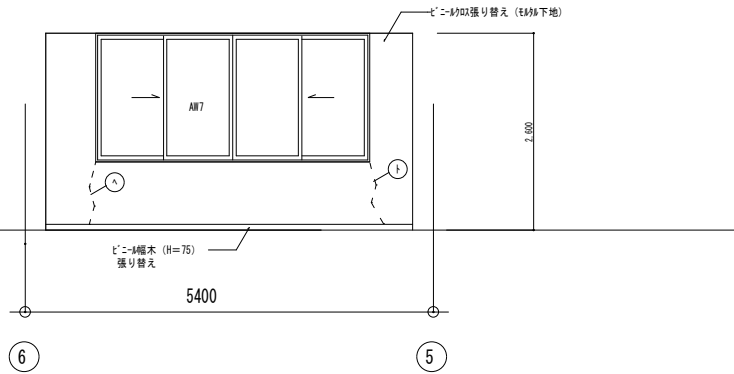
(2階サニタリー廊下) C通り ⑨～女子更衣室



(2階ELVホール) C通り



(3階男子更衣室) 1通り



(3階局長室) A0通り

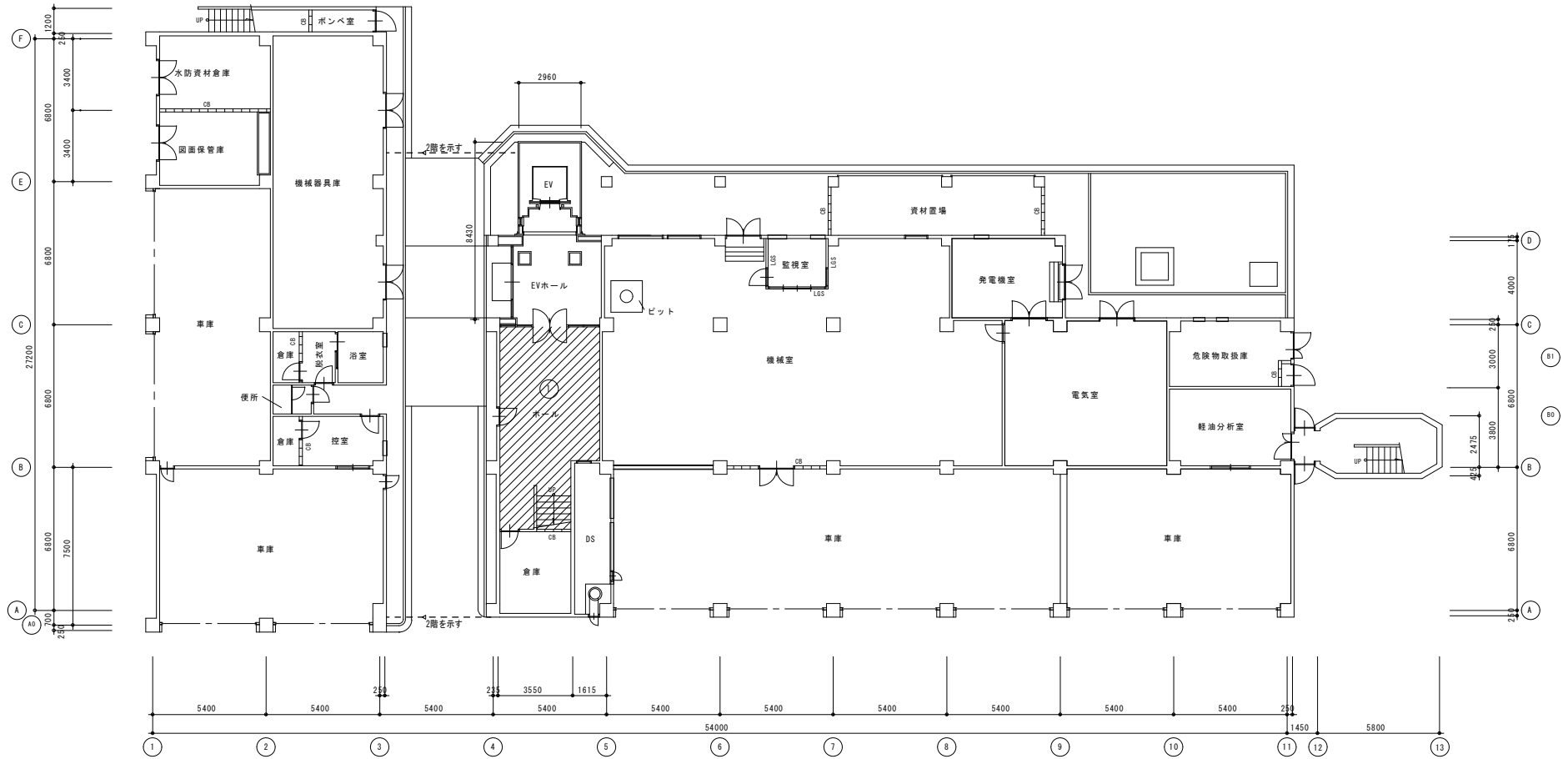
■内部 ひび割れ補修計画数量

0.2mm未満		
イ	0.8m	計 5.0m
ロ	0.6m	
ハ	0.6m	
ニ	0.7m	
ホ	0.7m	
ヘ	0.8m	
ト	0.8m	

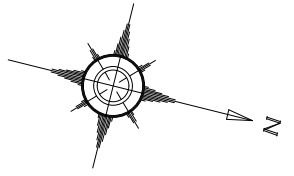
※シール工法 JIS A 6024に適合する材料とする。

Y方向
X方向

- 天井仕上 凡例
- ① Pbt=9下地 岩綿吸音板張りの上、EP塗装
 - ② Pbt=9下地 岩綿吸音板張り 現状維持
 - ③ Pbt=9下地 岩綿吸音板張り 一部張り貫え
 - ④ ジブトーン張り (910×910) 現状維持



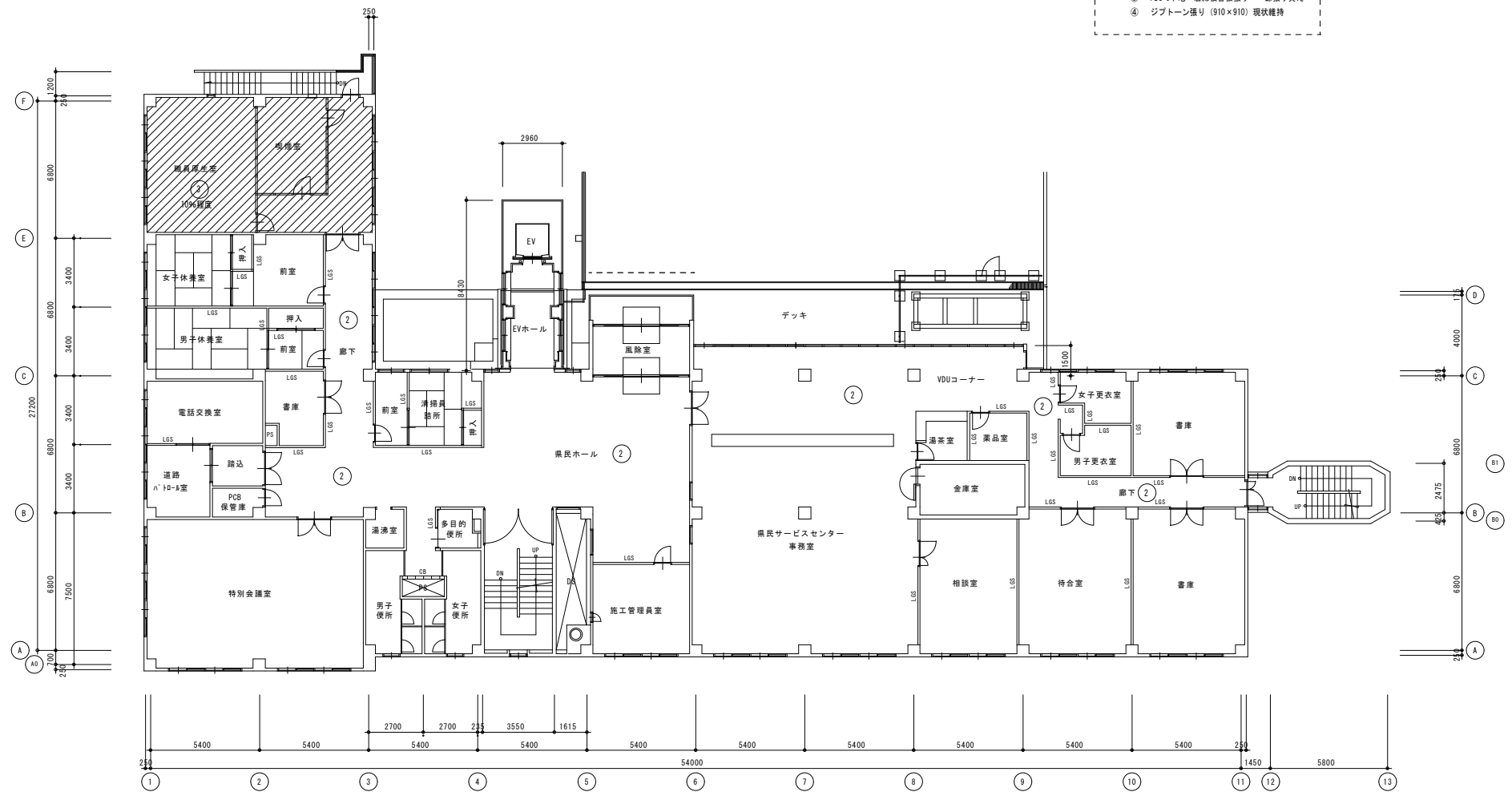
1階天井伏図



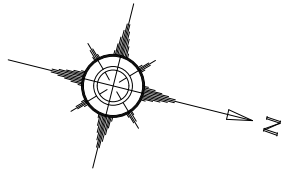
<p>アルファデザイン 一級建築設計事務所 ALPHA DESIGN ARCHITECTURAL OFFICE 徳島県阿南市日開野町簡路19番地6 一級建築士登録 (第) 149496号 大久保 明</p>		<p>Project R 2 営繕 鳴門合同庁舎 鳴・撫養 本館棟内部改修工事 (1)</p>	<p>drw. no. B-13</p>	<p>date 17.11</p>
		<p>Drawing title 本館・1階 天井伏図</p>	<p>scale 1/150</p>	<p>sign</p>

Y方向
X方向

- 天井仕上 凡例
- ① Pbt=9下地 岩綿吸音板張りの上、EP塗装
 - ② Pbt=9下地 岩綿吸音板張り 現状維持
 - ③ Pbt=9下地 岩綿吸音板張り 一部張り買入
 - ④ ジブトーン張り (910×910) 現状維持



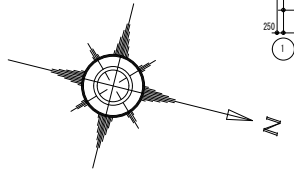
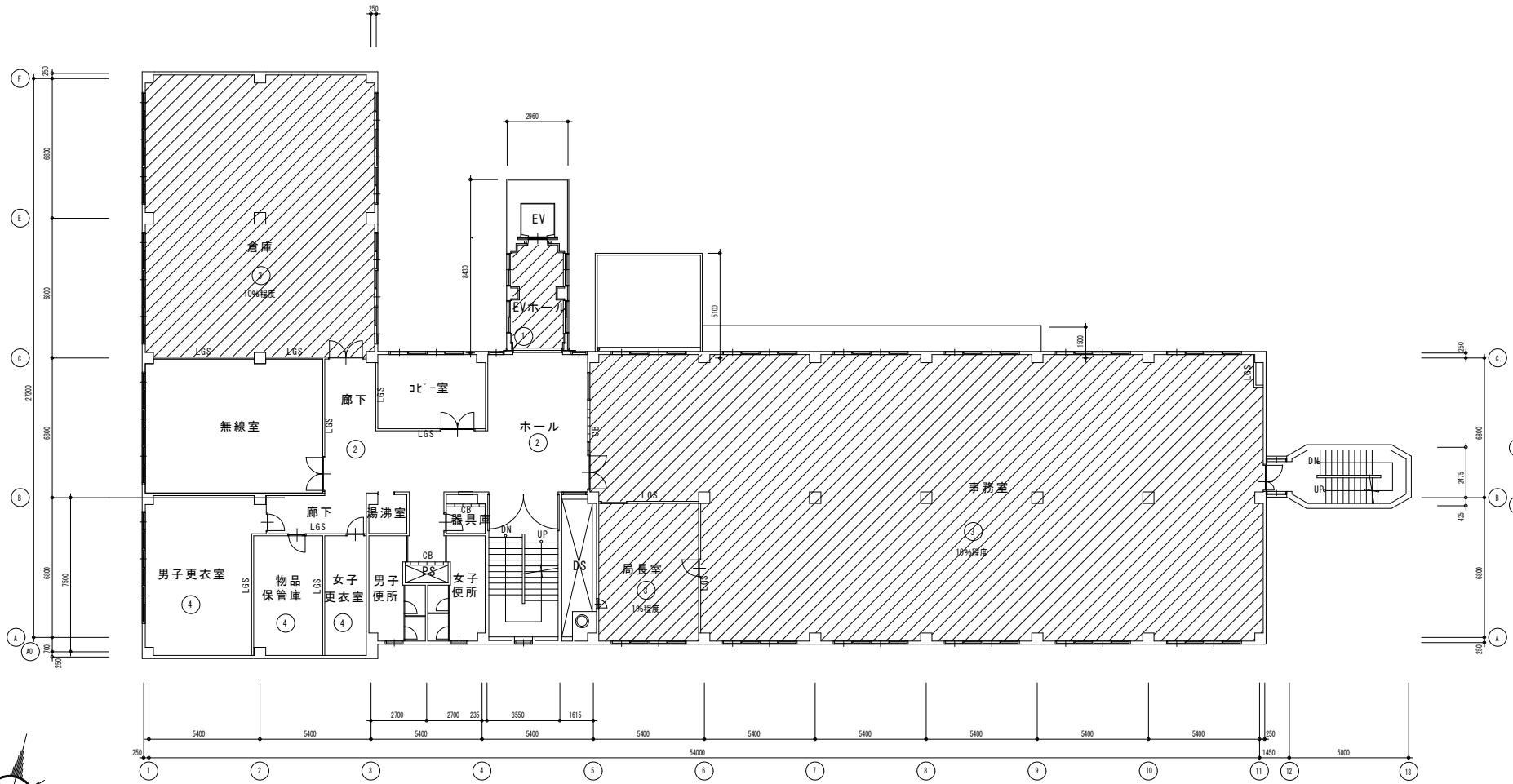
2階天井伏図



アルファデザイン 一級建築設計事務所 <small>ALPHA DESIGN ARCHITECTURAL OFFICE</small> 徳島県阿南市日開野町筒路19番地6 一級建築士登録 (第) 149496号 大久保 明	■Project R 2 宮精 鳴門合同庁舎 鳴・撫養 本館棟内部改修工事 (1)	drw. no. B-14	date 17.11
	■Drawing title 本館・2階 天井伏図	scale 1/150	sign

Y方向
X方向

- 天井仕上 凡例
- ① Pbt=9下地 岩綿吸音板張りの上、EP塗装
 - ② Pbt=9下地 岩綿吸音板張り 現状維持
 - ③ Pbt=9下地 岩綿吸音板張り 一部張り替え
 - ④ シフトーン張り (910×910) 現状維持

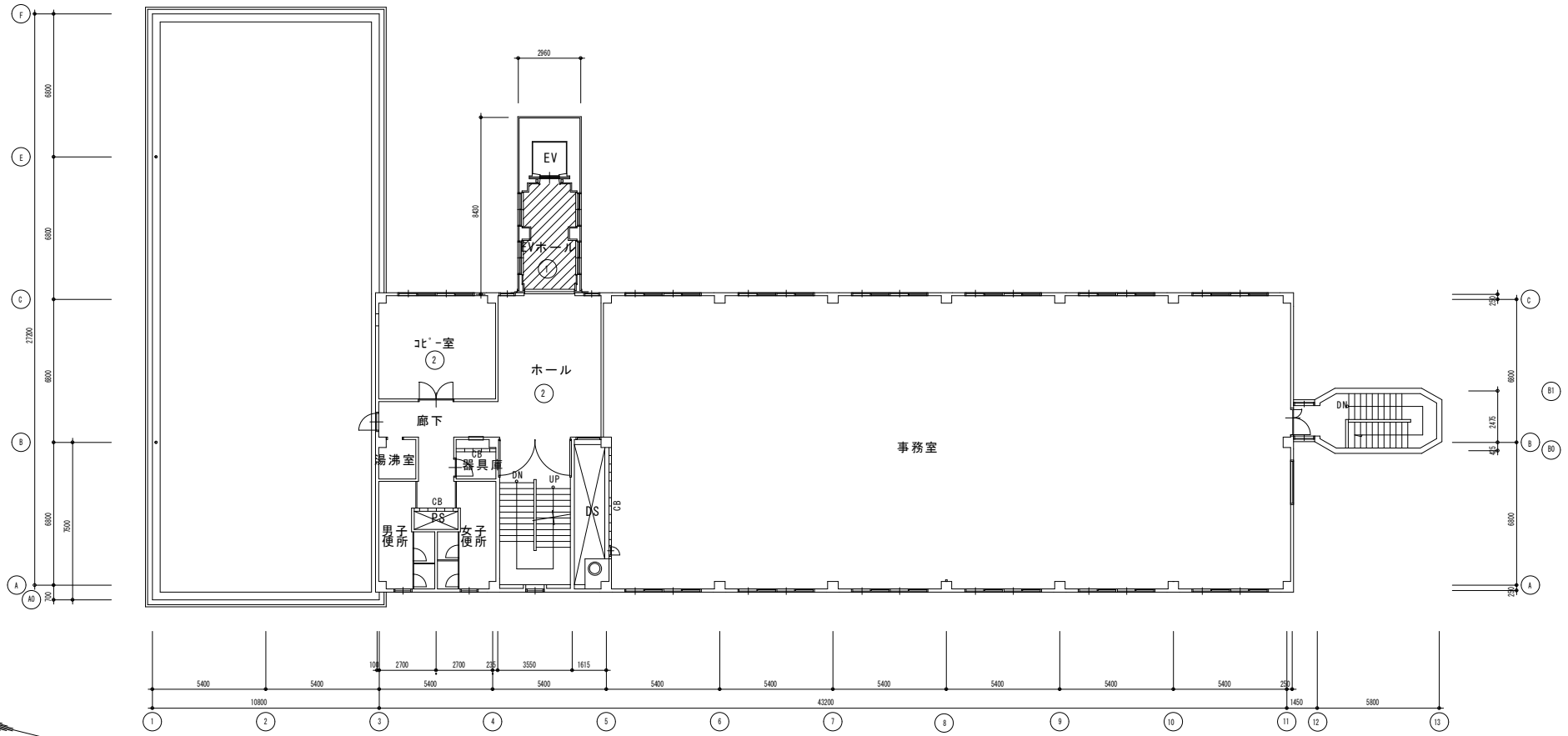


3階天井伏図

アルファデザイン <small>ALPHA DESIGN ARCHITECTURAL OFFICE</small> 徳島県阿南市日開野町簡路19番地6 一級建築士登録 (第) 149496号 大久保 明	■Project R 2 営繕 鳴門合同庁舎 鳴・撫美 本館棟内部改修工事 (1)	drw. no. B-15	date 17.11
	■Drawing title 本館・3階 天井伏図	scale 1/150	sign

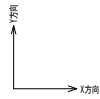
Y方向
X方向

- 天井仕上 凡例
- ① Pbt=9下地 岩綿吸音板張りの上、EP塗装
 - ② Pbt=9下地 岩綿吸音板張り 現状維持
 - ③ Pbt=9下地 岩綿吸音板張り 一部張り替え
 - ④ ジプトーン張り (910×910) 現状維持

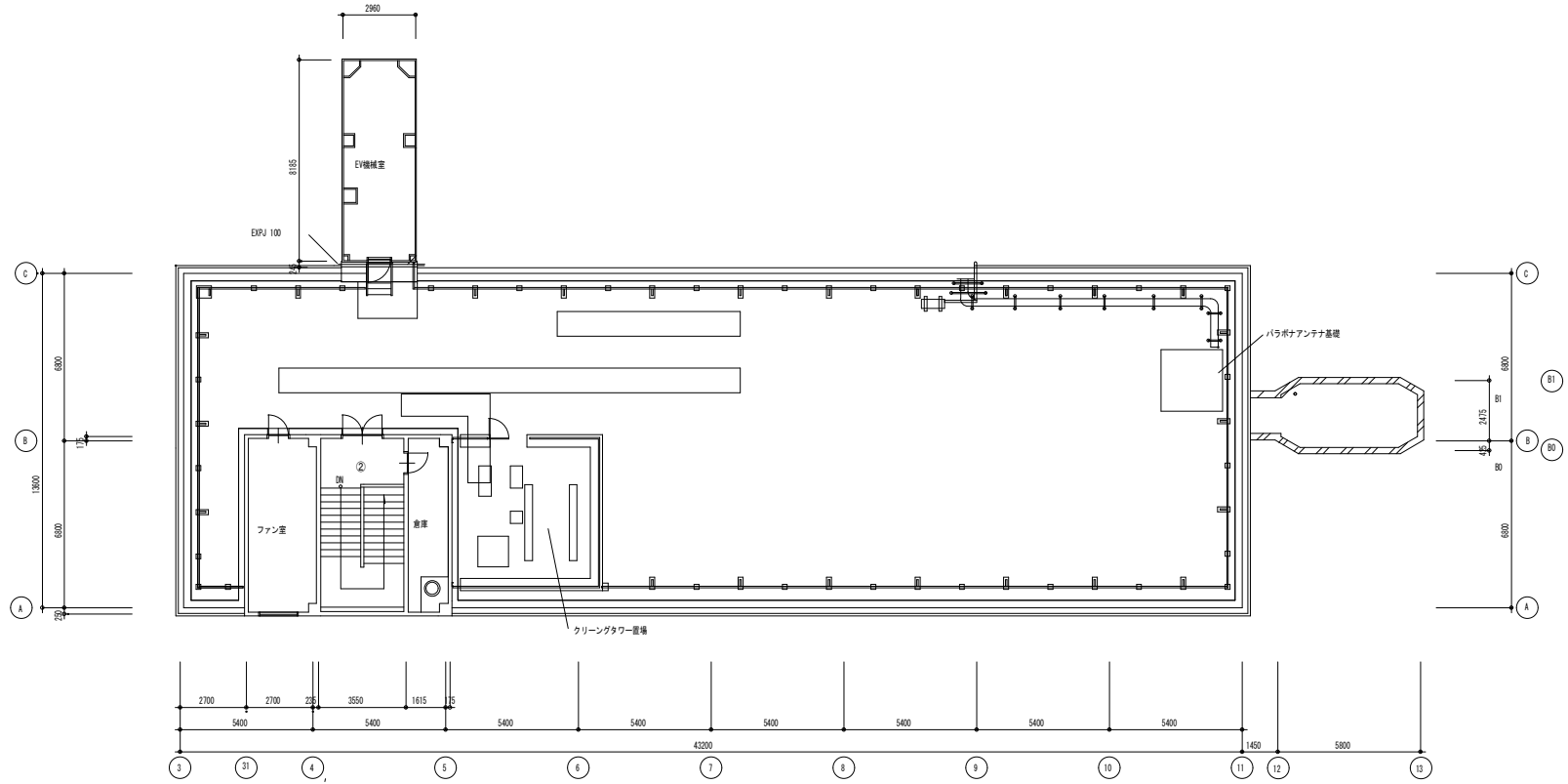


4階天井伏図

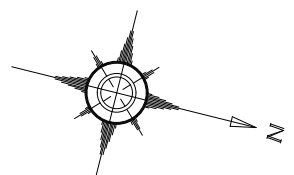
<p>ALPHA DESIGN ARCHITECTURAL OFFICE 徳島県阿南市日開野町筋路19番地6 一級建築士登録 (第) 149496号 大久保 明</p>		<p>Project R 2 宮精 鳴門合同庁舎 鳴・撫養 本館棟内部改修工事 (1)</p>	<p>drw. no. B-16</p>	<p>date 17.11</p>
		<p>Drawing title 本館・4階 天井伏図</p>	<p>scale 1/150</p>	<p>sign</p>



- 天井仕上 凡例
- ① Pbt=9下地 岩綿吸音板張りの上、EP塗装
 - ② Pbt=9下地 岩綿吸音板張り 現状維持
 - ③ Pbt=9下地 岩綿吸音板張り 一部張り替え
 - ④ ジブトーン張り (910×910) 現状維持



PH・R階 天井伏図



<p>アルファデザイン 一級建築設計事務所</p> <p>ALPHA DESIGN ARCHITECTURAL OFFICE</p> <p>徳島県阿南市日開野町簡路19番地6 一級建築士登録 (第) 149496号 大久保 明</p> <p>TEL (0864) 22-5611 FAX (0864) 22-5626</p>		<p>Project R 2 営繕 鳴門合同庁舎 鳴・撫養 本館棟内部改修工事 (1)</p>	<p>drw. no. B-17</p> <p>date 17.11</p>
		<p>Drawing title 本館・PH・R階 天井伏図</p>	<p>scale 1/150</p> <p>sign</p>